

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：江戸川区

機関名称	江戸川区消防団運営委員会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	特別区の消防団の設置等に関する条例第3条
設置年月日	昭和38年7月25日
機関の目的 ・所掌内容	(目的) 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行う。(所掌内容) 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。1 消防団の組織に関すること。2 消防団員の確保に関すること。3 消防団員の待遇改善に関すること。
委員数	19名 (うち、女性委員数5名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	http://www.city.edogawa.tokyo.jp/
問い合わせ先	江戸川区危機管理部地域防災課 電話番号： 03-5662-2129